

三次市まち・ゆめ基本条例の解説



三 次 市

平成22年6月

— 目 次 —

前 文	1
第1章 総 則	3
第2章 まちづくりの理念	5
第3章 まちづくりの基本原則	6
第4章 参加と協働	7
第5章 情報共有と公開	9
第6章 市民の権利と責務	11
第1節 市民の権利	11
第2節 市民の責務	12
第3節 地域自治活動	13
第4節 事業者	14
第7章 市議会の役割と責務	15
第8章 市の役割と責務	17
第1節 市長の責務	17
第2節 市の役割と責務	18
第3節 市職員の責務	21
第4節 行政評価	22
第5節 住民投票	23
第9章 連 携	24
第10章 検討及び見直し	25
三次市まち・ゆめ基本条例の構成	26

この解説書は、(仮称)三次市まちづくり基本条例検討委員会での議論をもとに、三次市が作成したものです。

三次市まち・ゆめ基本条例の解説

前文

私たちは、このまちに住み、歴史を学び、明日を語り、夢をはぐくみ続けてきた。
みんながしあわせに暮らし続けられるまちになったらいいなと。
いろいろな人といろいろなところで、いろいろな話を聞いたり、話し合った。
そうしたら、これからの時代にふさわしいまちづくりの仕組みがほしくなった。
みんなも同じ気持ちだった。
それでこのきまりが生まれた。
このきまりは、みんながまちづくりをしていく、そのみちしるべとなるものです。

【考え方】

この前文は、まちづくりについて話しているうちに、感じたこと、またそのように感じてほしいといったみんなの思いや願いを綴ったものです。

三次市は、2004年（平成16年）4月、8つのまちが一つになり誕生しました。これまで旧市町村ごとにはぐくまれてきた自治の気風をはじめ、地域の個性や知恵を活かした地域独自の取り組み等を受継ぎながら、新しい時代の自治体へと再編成を行いました。これからは、さらに時代に見合った新しいまちづくりの仕組みをつくる必要があります。市民が主体的に自らの地域を創造し、個性豊かで活力に満ちた地域社会をつくりあげていくことで「市民が主役のまちづくり」を実現できると考えます。

【補足説明】

「私たち」と「みんな」

市民と市議会及び市の三者のことをさします。

まちづくり

人々が暮らしの中でより良い生活を築いていこうとする「暮らしづくり」そのものが「まちづくり」です。

まちづくりとは、道路の整備や景観形成、地域おこしといったものだけでなく、暮らしの中で、それぞれの主体的な活動が実践されていくことをいいます。

「これからの時代」

条例が必要となった背景として、地方分権の流れがあげられます。これまで権限も財源も中央に集中し、その結果、中央に依存した画一的なまちづくりが進められ、地域の特性や多様性を活かすことが難しい状況にありました。2000年（平成12年）4月に地方分権一括法が施行され、国が持つ権限、事務、財源を地方に移譲し、「地域のことは地域で自ら考え、行う」ことが求められるようになりました。

また、少子高齢社会や環境問題、多様化する市民ニーズなどへの対応が求められています。一方、自己実現やボランティアとして、社会的課題の解決のため、自主的な市民活動が取り組まれています。こうした状況のなか、これからの時代に合った新しいまちづくりの仕組みを分かりやすく定め、市民と市議会及び市が協働して、

まちづくりを進めていく必要があります。

既存法

地方自治法には、市民参加や情報の共有等については触れていません。そのことから「まち・ゆめ基本条例」で協働のまちづくりの考え方や仕組みを定めることが必要です。

第1章 総則

(目的)

第1条 このきまりは、市民と市議会及び市がお互いに理解を深め、信頼しあう関係をつくり、協働して取り組むまちづくりの考え方と仕組みを定め、自治を実現していくことをめざしています。

【考え方】

第1章では、本条例の制定の目的、市民の定義、位置付けについて定めています。

本条例は、憲法及び地方自治法で規定された地方自治の本旨に則り、まちづくりの主体である市民と市議会及び市が、信頼関係を基本にそれぞれの権利や役割、責務等を明らかにして、協働して自律した地域社会をつくるための基本的な考え方や仕組み(ルール)を定めるものです。

【補足説明】

まちづくりの主体

条文では、市民と市議会及び市と表現していますが、第2条で「市民」の定義をしているように、まちづくりにかかわるすべての人々、例えば、市民個人や住民自治組織、常会、地域活動団体、PTA、NPO、事業者等の団体などが、まちづくりの主体であると考えます。それぞれの主体が補完しながら、自治のまちづくりをすすめていく必要があります。

協働について

新たな地方分権の時代を迎えるこれからの社会では、市民が主体的に自らの地域を創造しなくてはなりません。だれにとっても暮らしやすく、住む喜びを実感できるまちにするためには、自律と対等を基本に、市民と市議会及び市が情報を共有して、相互に補完し、よきパートナーとして、まちづくりを進めていくことが必要になります。

自治の実現

地方自治の基本原則について、憲法第92条では、地方自治に関する事項において「地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」となっています。一般に地方自治の本旨とは、「住民自治」と「団体自治」の二つの意味に理解されます。

住民自治とは、その地域の住民が自らまちづくりへ参加することによって、自主的に地域課題を解決していくことをいいます。

団体自治とは、地方自治体を国から独立した個別の団体とみなし、地方の事務はその団体に任せ、国と対等に事務を行うことをいいます。

この条例では、住民自治と団体自治双方の実現を図る必要があることを定めています。

(定義)

第 2 条 このきまりにおいて、「市民」とは、次のいずれかにあてはまるものをいいます。

- (1) 市内に住所がある人又は住んでいる人
- (2) 市内で働いている人又は学んでいる人
- (3) 市内の地域の人たちで作られた住民自治組織
- (4) 市内に住所がある事業者又はその他まちづくり活動団体

【考え方】

この条例の中で使われている「市民」について定義したものです。

【補足説明】

市民について

まちづくりを進めていくためには、三次市に居住する住民はもとより、市内に通勤、通学する人たち、また、住民自治組織や市内の事業者、その他まちづくり活動にかかわる団体の人たちが共に協力して行うことが必要です。そのため、市民の定義を住民のみとせず、幅広く定義しています。

また、この条例や解説でいう「住民」とは、地方自治法第 10 条で定めてあり、市内に住所を有する者として述べています。

(位置付け)

第 3 条 このきまりは、まちづくりについて、市民と市議会及び市が共に尊重していく最高の約束です。

- 2 市議会及び市は、他のきまりや制度をつくったり、改めたり、廃止するときには、このきまりを尊重しなくてはなりません。

【考え方】

この条例の位置付けを定めています。

この条例は、まちづくりや自治体運営に関する基本理念や基本原則を定めています。

個々の条例に優劣をつけることは出来ないとされていますが、これら個別条例等の理念や目的を包括する、三次市のまちづくりの基本理念として、この条例を「最高規範」に位置付け、最大限に尊重することを定めています。

また、他の条例の制定、改廃及び運用にあたっては、この条例の理念や趣旨を尊重することを定め、「最高規範性」を表しています。

これからの自己決定・自己責任による自治体運営において、市議会及び市が、地域の課題を解決していくための政策実現手段として条例、規則等を制定することや法令を適切に解釈し運用することは、これまで以上に重要になっています。

第2章 まちづくりの理念

(理念)

第4条 まちづくりは、市民のしあわせをめざして進めるものです。

【考え方】

第2章では、三次市のまちづくりの基本理念を定めています。

まちづくりとは、暮らしそのものであり、しあわせになるために行うものです。しあわせをめざすことは、普遍的なものであり、まちづくりを行うにあたっては、市民と市議会及び市が対等な関係で理解を深めながら行わなければなりません。

これまでの市政は、市民、市議会、そして市がそれぞれの立場で、市民のしあわせを実現してきました。しかし、市民の価値観の多様化や地域課題の高度化、複雑化によって、少子高齢化や環境問題などこれまでの対応では、解決することが困難な状況が多く生まれています。これまで以上に市民と市議会及び市が信頼関係を築き、お互いに果たすべき責任と役割を自覚して、地方自治の本旨に則り、「協働のまちづくり」を進めていくことが、これからの三次市のまちづくりの基本となります。

そして、そのために必要となる考え方や仕組みを条例として定めるものが、『三次市まち・ゆめ基本条例』です。

第3章 まちづくりの基本原則

(基本原則)

第5条 まちづくりは、市民と市議会及び市が協働して進め、市民がその成果を受け
るものでなくてはなりません。

【考え方】

第3章では、三次市のまちづくりの基本原則を定めています。

第4条の理念を達成するため、市民と市議会及び市は、対等なパートナーとして、
それぞれの役割と責務に基づき、協働してまちづくりを行うことを原則とします。
なお、その成果は、市民が享受できるものでなくてはなりません。

そのためには、それぞれの主体がこの条例の趣旨を理解し、その目的が実現され
ているか、お互いが常に見守り、適正な運用が図られるように努めることが大切で
す。

(まちづくりの目標)

第6条 市民と市議会及び市は、次の目標にむけて、まちづくりを行います。

- (1) 共に認めあい、支えあう、温かみと安心感のあるまちづくり
- (2) 自然との共生を図り、安全で快適に暮らせるまちづくり
- (3) 次世代を担う子どもたちが夢と希望を抱き、健やかに成長できるまちづくり
- (4) 歴史と伝統を継承するとともに、学ぶ喜びをもてるまちづくり
- (5) 地域活動が活発で、にぎわいと活力に満ちたまちづくり
- (6) 多様な仕事を興し、地域産業に活力を与え、働く喜びをもてるまちづくり

2 市民と市議会及び市は、まちづくりのために行動する市民を育み、多くの市民が
共感できるように努めなければなりません。

【考え方】

まちづくりの基本理念を受け、まちづくりの目標を定めたものです。

目標は、それぞれの主体が協働して取り組む方向性を示しました。この6項目は、
今後まちづくりを進めていくうえでの大切な視点であり、総合計画のまちづくりの
目標と一致しています。

この目標は、総合計画をはじめとする各種計画や施策の中で、さらに具体化され
るものと考えます。

第2項では、この目標を実現するためには、まちづくりとひとづくりを一体的に
進め、自ら考え、行動していく市民を育てていくことを定めています。

第4章 参加と協働

(参加)

第7条 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参加する権利をもちます。

【考え方】

第4章は、「協働」とそのために必要となる主体的な「参加」について定めています。

三次市がめざす新しいまちづくりを実現するためには、市民と市議会及び市の信頼関係を基本に、合意形成を図り、お互いの英知を結集し、協働して取り組んでいく必要があると考えます。

自治のまちづくりの実現には、市民の参加が不可欠です。市民は、まちづくりの主体として「自ら考え、参加・行動すること」が基本であり、その権利を有しています。

参加について

参加にはいろいろな形態が考えられます。

市政における参加とは、政策の企画・立案・意思決定の過程から事業の実施、評価、改善に至る各段階において、市民が主体的にかかわることをいいます。

まちづくりへの参加とは、住民自治組織などが行う主体的なまちづくり活動へ市民が参加することをいいます。さらに、まちづくり活動に市議会及び市がかかわるといった形態も考えられます。

参加の具体的な方法は、第22条の考え方で述べています。

市民と市議会及び市がまちづくりに密接にかかわり、相乗効果を発揮することで、自治が発展するものと考えます。

市民は、国籍、年齢、性別、心身の状況、社会的又は経済的環境等の違いにより差別されることなく、常に対等に参加する権利を有しています。

第11条第2項にも述べていますが、青少年や子どもも、それぞれの年齢に応じて、まちづくりに参加する権利を有しています。

(協働)

第8条 市民と市議会及び市は、それぞれの役割と義務や責任に基づき、目的と情報を共有し、信頼しあい、対等な立場で共にまちづくりに取り組むこととします。

【考え方】

市民と市議会及び市は、共通の目的を達成するため、自律と対等の原則を基本に、それぞれの機能を活かして、相互に補完し、協力してまちづくりに取り組むことを定めています。

福祉、環境、コミュニティなどさまざまな分野で市民ニーズが多様化しており、少子高齢社会の到来やコミュニティ意識の希薄化によって、地域課題も多く生じています。また、国・地方の経済や財政事情等から、公共サービスの提供のあり方そのものの転換が求められています。

これらの課題に的確に対応したまちづくりを進めていくためには、市民と市議会及び市が、これまで以上に理解を深め、協力してまちづくりに取り組んでいく必要があります。

このことは、市の果たすべき役割と責任を軽減していこうというものではなく、三者が目的と情報を共有し、市民がまちづくりに参加することによって、多様化する市民ニーズに応え得る公共的サービスの提供やまちづくりが実現できることが重要であると考えます。

「それぞれの役割と責務」は、「第6章市民の権利と責務」、「第7章市議会の役割と責務」、「第8章市の役割と責務」に定めています。

第5章 情報共有と公開

(情報共有の原則)

第9条 市民と市議会及び市は、市民のしあわせを実現するために情報を共有することとします。

2 市民は、まちづくりに参加するために市議会と市がもっている情報について、知る権利と取得する権利をもちます。

3 市民と市議会及び市は、個人の権利と利益が侵害されることのないよう個人情報の保護に努めなければなりません。

【考え方】

第5章は、協働に必要なまちづくりの情報の共有と公開について定めています。

自ら考え行動するという本来の自治やまちづくりの理念を実現するためには、市民と市議会及び市のそれぞれが情報の公開及び提供を積極的に行い、まちづくりへの理解と参加を促す環境を整えることが大切です。

そして、参加するための前提として、同じ情報を共有することが重要であり、そうすることで対等に議論ができると考えます。

情報の共有は、市民と市議会及び市との間だけでなく、地域の課題や問題を話し合うための市民間での情報共有も含まれます。

市議会と市は、市民の「知る権利」に対し、個人情報保護に配慮したうえで、保有する情報を市民に積極的に公開、提供して理解を得る必要があります。

また、市民は、市議会及び市が保有している情報の開示や提供を要求し、「取得する権利」を有しています。

ここでいう情報とは、保護する必要のある個人情報や法令等で制限されている場合を除いた、市議会と市が保有する情報のことをいいます。

情報公開に関する詳細な規定については、三次市情報公開条例で定めます。

(情報の公開)

第10条 市民と市議会及び市は、まちづくりについての情報は、みんなの共通財産という認識に立ち、速やかに、分かりやすく情報の公開及び提供に努めなくてはなりません。

2 市民と市議会及び市は、まちづくりについての情報を集め、整理保存に努めなければなりません。

【考え方】

まちづくりに関する情報は、みんなの共通の財産として位置付け、積極的に公開するとともに、分かりやすく提供することを定めています。

市議会及び市は、公正で透明な市政を推進するため情報共有の重要性を認識し、まちづくりに関する意思決定の過程から事業や政策の実施・評価・改善のサイクルにおいて、速やかに分かりやすく情報を提供し、説明責任を果たしていく必要があります。

情報公開の具体的な方法は、第23条の考え方で述べています。

市民は、お互いに自分たちの持つ情報を積極的に提供し、まちづくりに活かしていく必要があります。

市民と市議会及び市は、正確で有益な情報の収集に努めるとともに、いつでも提供できるように整理保存しておくことを明記しています。

第6章 市民の権利と責務

第1節 市民の権利

(まちづくりに参加する権利)

第11条 市民は、それぞれの立場から平等にまちづくりに参加する権利をもちます。
2 青少年及び子どもは、それぞれの年齢に応じてまちづくりに参加する権利をもちます。

(市政へ参加する権利)

第12条 市民は、市の考える方針や事業の計画を立てるところから、実施、評価又は改善の各段階において参加する権利をもちます。

【考え方】

第6章では、まちづくりの主体である市民の権利と責務を定めています。

第1節は、市民の権利について定めています。

市民は、地方自治法において、選挙権や直接請求権、また、法令により行政サービスを受ける等、いろいろな市民の権利が定められていますが、ここでは、政策、施策の形成過程や事業の実施への参加、行政評価への参加等を通して、市政に参加する権利があることを改めて明記しています。

参加の具体的な方法は、第22条の考え方で述べています。

自治を推進するためには、市民の参加が重要であり、市民は、個人、団体、地域、職域等それぞれの立場から、平等にまちづくりや市政に参加する権利を有しています。

参加の権利は、あくまで自由な意思によるもので、義務ではありません。

青少年や子どもには、それぞれの年齢に応じて、まちづくりに参加できる機会の確保が必要であり、その意見は市の未来にとって大切なものです。

第2節 市民の責務

(市民の責務)

第13条 市民は、社会全体の利益を考え、まちづくりにおいて自らの発言と行動に責任をもたなければなりません。

2 市民は、自ら解決できる問題は自ら解決するように努めなければなりません。

3 市民は、地域を守り育てていくため、お互いに助け合わなくてはなりません。

4 市民は、地域のまちづくりを担う人材を地域全体で育てなくてはなりません。

5 市民は、次の世代へ引き継いでいけるまちづくりに努めなければなりません。

【考え方】

第2節では、まちづくりの主体である市民の責務を定めたもので、第1節市民の権利に対するものです。

ここで規定している責務は、罰則規定を併せ持つといった法的な強制の義務ではありません。市民は、まちづくりの主体として権利を主張するだけでなく、果たすべき役割があることを明記しています。

第1項では、市民は、社会を構成する一員であることを自覚して、お互いの自主性や自律性、権利を尊重し、自らの発言と行動に責任を持つこととしています。

第2項では、自己の責任や役割を果たすことが、協働のまちづくりを行ううえで基礎となることを示しています。

第3項では、市民一人ひとりが協働のまちづくりにかかわる意識を持ち、お互いに力を合わせ助け合うことでこそ、暮らしやすい地域社会をつくることができると述べています。

第4項では、ひとづくりについて明記しています。人々がいきいきと暮らせる地域をつくるためには、まちづくりとそれに携わるひとづくり（人材育成）が重要であり、市民と市議会及び市が協働して、次の視点で取り組むことが大切であるとしています。

世代を超えた意見交流と、古い習慣を守りながらも、その時代に即した形での変化を認め、若い世代の育成に努めること。

地域の意思決定に際し、多数決や一部の意見での決定でなく、十分な話し合いに基づく、全体の合意形成に努めること。

地域における課題を明らかにし、そのことを地域で共有して、活動すること。

第5項では、まちづくりは、暮らしづくりそのものであり、暮らしを支える物や資源を大切に作る心を育み、循環型社会、自然環境を保全する取り組みなど、次の世代へ引き継いでいく必要があることを示しています。

第3節 地域自治活動

(地域自治活動)

第14条 「地域自治活動」とは、市民一人ひとりのしあわせをめざし、さまざまな形や思い、考えで作られた組織、集団等の自主的な活動をいいます。

(地域自治活動の役割)

第15条 地域自治活動は、このきまりに基づいて、広く市民の理解を得るよう努めなければなりません。

2 地域自治活動は、地域の人やいろいろなものを活かし、個性的で主体的な活動に努めるものとします。

【考え方】

第3節では、自治の実現に重要な役割を果たす地域自治活動について定めています。

第14条は、地域自治活動について定義しています。

地域課題や社会的課題を解決していくには、その地域に暮らす人や共通の理念を持った人々が、自主自律を基本にコミュニティを形成し、各地域において活動を充実させていくことが大切です。

地域自治活動を行う組織及び集団には、次のものがあります。

住んでいる地域を単位とした常会や町内会、自治会等の地域コミュニティ
福祉や環境、まちおこし等のテーマを基本として活動しているテーマコミュニティ

なお、宗教的活動及び政治的活動は除きます。

第15条は、地域自治活動の役割を述べています。

活力ある活動を行うには、だれでも参加できる体制づくりと公平で民主的な運営を行うことが大切です。

地域自治活動を行う組織及び集団は、これからの公共的サービスを担う重要な主体として、活動状況を広く公開し、その活動が市民に理解される取り組みが必要です。

第15条第2項では、地域自治活動とは、地域の公共施設や人材、知識、技術、自然、文化、歴史等の社会資源を活用した、特色ある地域づくり及びまちづくりであると述べています。

第4節 事業者

(事業者の役割)

第16条 事業者は、市民の一員としての責任を自覚し、このきまりに基づき、協働のまちづくりをするよう努めなければなりません。

【考え方】

第4節では、市民の一員としての事業者の役割を定めています。

事業者とは、事業を営む個人または法人をいいます。

事業者には、地域社会を構成する市民の一員として、社会活動への参加に関して理解を深めるとともに、法令遵守の徹底や環境の保全など地域社会へ貢献していく役割が望まれます。

第7章 市議会の役割と責務

(市議会の役割)

第17条 市議会は、市の意思を決める最高の機関であり、市民の思いや気持ちが反映されるようにしなければなりません。

2 市議会は、市政が適切に運営されているか調査及び監視するとともに、政策提言や立法活動の充実に努めなくてはなりません。

【考え方】

第7章では、市議会の役割と責務及び議員の責務について定めています。

市議会は、市政の最高の意思決定機関として、市民の意見を的確に把握し、市民全体を代表するものとして、適切な判断をすることを定めています。

地方分権が進展する中、自己決定・自己責任による自治体運営を進める過程において、議会の役割は、ますます重要であるといえます。

第2項では、地方自治法に定める市議会の権限について述べています。

市議会は、市長と同様に住民の直接選挙で選ばれた議員で構成された機関です。市長とは独立対等な地位にあり、議会運営等を通じ、相互にけん制し、市政の適正な運営を果たすことが求められます。また、市政の政策水準の向上を図り、市独自の施策を展開させるため、自ら調査研究をし、政策立案能力の充実に努める必要があります。

【補足説明】

地方自治法に定める市議会の権限

市議会の権限の中で最も重要なのは、議決権です。地方自治法第96条や三次市の条例に定められている事項について、議決権を行使し、市政の意思を決定します。

- ・議決権（地方自治法第96条の議決事項として、条例の制定・改廃、予算の決定、決算の認定など15項目）
- ・選挙権（同法第97条、第103条、第182条）
- ・検閲、検査権及び監査請求権（同法第98条）
- ・意見提出権（同法第99条）
- ・調査権（同法第100条）
- ・長の不信任議決権（同法第178条）などがあります。

(情報公開と共有)

第18条 市議会は、市議会のもつ情報を積極的に公開し、決定の経過や内容を適切に分かりやすく説明するように努めなくてはなりません。

2 市議会は、原則として会議を公開し、議論の過程から市民と情報を共有することにより、開かれた市議会の運営に努めなければなりません。

【考え方】

第18条は、第9条第2項で規定した市民の「知る権利」、「取得する権利」に対するもので、市議会の保有する情報を分かりやすく、積極的に説明することで、意思決定の透明性の確保に努めることを定めています。

そのためには、本会議だけでなく、委員会などの会議を原則公開とし、CATVによる議会中継や議会だよりの充実、議事録の公開など、活動内容が市民によく分かるように配慮する必要があります。

また、議事の事前公表・適切な時期での議事録の公開、あるいは、議案に対する各議員の立場や意見を公表するなど、意思決定過程の情報を整理して提供することが望まれます。

(議員の責務)

第19条 議員は、市民のしあわせをめざし、公正で誠実に仕事を行い、常にまちづくりの検討や調査に努めなくてはなりません。

2 議員は、広く市民との対話や活動を行い、まちづくりの推進に努めなければなりません。

【考え方】

二元代表機関として、市議会の果たす役割は重要です。当然、議員の果たすべき責務も、明確にしておく必要があります。

議員は、市民の代表として、本条例の理念及び基本原則に基づき、議会活動することが望まれます。そのためには、常に自己の見識を高めるための研鑽や調査研究により、政策提言や立法活動の充実に努め、市議会の機能を適切に発揮する必要があります。

議員は、まちづくりの主体として、地域のまちづくり活動に参加し、広く市民との対話等を通して、自らの考えや活動を知らせるとともに、市民の意向把握に努めることが求められています。

第 8 章 市の役割と責務

第 1 節 市長の責務

(市長の責務)

第 20 条 市長は、市民のしあわせをめざし、公正で誠実に市政を行わなければなりません。

2 市長は、効率的に組織を運営し、市民の信頼と期待に応える市職員の育成に努めなければなりません。

【考え方】

第 8 章では、市の役割と責務を定め、第 1 節では、市長の責務を定めています。

市長は、法律又は政令により他の執行機関の権限とされている事務以外のすべての事務を管理・執行する広い権限を持っています。また、近年、地方分権や三位一体改革、機関委任事務の廃止に代表されるよう、国と地方の関係は上下・主従から対等となり、自治体が自己決定できる領域が拡大するなど、権限の増大とともに市政運営に対する結果責任がより一層問われてきます。

このことから、本条例の基本原則に基づき、公正かつ誠実で透明性の高い市政運営にあたるとともに、先進性・先見性を発揮して、市民のしあわせを実現することを求めています。

市長は、最小の経費で最大の効果を挙げるため、行政組織を常に点検し、新たな行政課題等に対応できるよう、機動的かつ柔軟で効率の良い組織運営に努めることを定めています。

また、自治の実現には、市の具体的な事務を担っている職員の知識や技能の向上が必要であり、市長はその育成に努めることを定めています。

【補足説明】

地方自治法に定める市長の権限

- ・統轄、代表権（地方自治法第 147 条）
 - ・事務の管理及び執行権（同法第 148 条，第 149 条）
 - ・総合調整権（同法第 138 条の 3 第 3 項，第 180 条の 4，第 221 条第 1 項，第 238 条の 2）
 - ・規則制定権（同法第 15 条第 1 項）
 - ・事務組織権（同法第 155 条，第 156 条，第 158 条）
- などがあります。

第2節 市の役割と責務

(市の責務)

第21条 市は、地方自治の考え方とこのきまりに基づき、協働してまちづくりを進めるため、必要な制度の充実に努め、計画的に事業を行い、市民がしあわせを実感できるよう公正で誠実な市政の運営を行なわなければなりません。

【考え方】

第2節では、市の役割と責務を定めています。

協働のまちづくりを実現していくためには、それぞれの主体がお互いにその活動を尊重し、自律と対等協力の原則で取り組むことが求められますが、その中でも市の果たす役割は重要です。

このことから、地方自治の本旨と本条例に基づき、市民がしあわせを実感できる政策を公正かつ誠実に市政運営することを定めています。

市は、市民及び市議会との協働により公共的な課題を解決するため、協働の視点で、施策の構築、制度の創設及び整備を行うとともに、総合的かつ計画的に市政運営することを定めています。

市では、市民との協働を積極的、かつ具体的に進めていくため、この条例に基づき、行動指針や具体的方策を策定し、市政運営していくことが必要です。

【補足説明】

地方自治の本旨：第1章の補足説明で説明しています。

(市民参加の推進)

第22条 市は、まちづくりの活動や事業の計画を立てるところから、実施、評価又は改善の各段階で、市民が幅広く参加できる多様な機会の確保に努めなければなりません。

2 市は、市民がまちづくりについて関心をもち、理解を深めることができるよう、広報及び公聴に努めなければなりません。

【考え方】

第22条は、第7条、第11条及び第12条で規定した市民の「参加する権利」に対するものです。

市政への市民参加については、施策の立案・決定から実施、評価、改善に至るまでの各段階において、市民が参加する機会の確保に努めることを定めています。

参加や市民意見反映の環境づくり等具体的な方法は、次のものが考えられます。

参加できる環境づくりとして、

多様な媒体を活用した事前の情報提供

会議等の開催日時を平日夜間、あるいは休日に設定

市広報紙の読みやすさの向上

などが考えられます。

具体的な方法としては、

市民意見の反映(タウンミーティング,パブリックコメント,ワークショップ,
公聴会,審議会,懇談会,市ホームページへの掲載,アンケートなど)

委員の公募

会議の公開

協働事業の実施

政策・事業等の提案

などが考えられます。

市は積極的に情報公開と説明責任を果たす中で,市民がまちづくりに関心を持ち,
協働のまちづくりに対する理解を深められるよう,広報・公聴活動に努めることを
定めています。

(情報公開及び説明責任)

第23条 市は,まちづくりの活動や事業の計画を立てるところから,実施,評価又
は改善の各段階で,速やかに情報を公開し,市民に理解されるよう説明に努めなけ
ればなりません。

【考え方】

第23条は,第9条第2項で規定している市民の「知る権利」と「取得する権利」
に対するもので,第7条,第11条及び第12条に規定した市民の「参加する権利」
を行使するうえでの前提となるものです。

第22条の「市民参加の推進」の考え方で述べたように,参加の前提となる情報
についても,事業の各段階で速やかに分かりやすく公開・提供され,その内容が市
民に理解される必要があることを定めています。

まちづくりについて市民から寄せられた意見,提案,要望,苦情等に対しては,
速やかに,そして誠実に説明することが市民参加を進め,市政への信頼を高めるた
めに大切であると考えます。

CATV等を活用し,双方向のコミュニケーションの仕組みを整えるとともに,
まちづくりサポートセンターの機能を充実・強化させ,これまで以上に意見交換や
情報交流を行っていく必要があります。

情報共有と開示の具体的な方法として次のものが考えられます。

市ホームページや市広報紙の充実や,登録制によるニュースレターやメールマ
ガジンの活用等

タウンミーティング(市政懇談会)や地域懇談会,出前講座等の開催

マスメディアへの情報提供

テレビやCATV等を利用した広報

情報提供場所や情報交流場所の設置及び提供

情報公開条例に基づく,市の保有する情報の公開

などが考えられます。

(地域自治活動への支援)

第24条 市は、地域の課題を解決するための活動に取り組む組織、集団等が、自ら活動できるように人的、財政的支援等を行うことができます。

【考え方】

第24条は、地域の自治活動に対する支援を定めています。

地域自治活動は、第15条の考え方で述べたように、自主自律が基本です。

地域自治活動は、住民自治の推進やまちづくりに果たす役割が重要であるとの認識に立ち、必要に応じて活動を支援（活動場所の提供、活動資金の支援、総合的な情報提供、人材の育成、まちづくりサポートセンターの機能強化など）を行うことができます。

第3節 市職員の責務

（市職員の責務）

第25条 市職員は、このきまりを自覚し、常に公正で誠実、そして能率的に職務を行わなければなりません。

（市民との協働）

第26条 市職員は、市民と協働し、まちづくりに積極的に取り組み、まちづくりの推進役として、十分に能力を発揮し、市民がお互いに連携できるよう努めなければなりません。

【考え方】

第3節は、市職員の責務について定めています。

市職員は、具体的な市の事務を担っています。従って、本条例の基本原則に基づき、まちづくりの理念を実現するため、公正で誠実かつ能率的に職務を遂行することを定めています。

協働のまちづくりの推進には、多様な価値観を持つ市民の存在を理解し、職務にあたっては、常に協働の視点に立ち、自ら知識や技能の向上に努め、まちづくりの推進役として、積極的に取り組むことを定めています。

市職員は、地域においても、市民としてまちづくり活動に積極的に取り組むことが必要です。

第4節 行政評価

(行政評価)

第27条 市は、効率的かつ効果的に市政を運営するため、行政評価を行なわなければなりません。

2 市は、行政評価の結果を分かりやすく市民に公表し、まちづくりに活かさなければなりません。

【考え方】

第4節では、行政評価の実施について定めています。

行政評価とは、市の仕事について、企業経営の手法（PDCA等）を導入し、数値など客観的な指標を使った評価を行い、仕事の改善につなげる取り組みのことをいいます。このような取り組みをシステムとして組織に組み込むことを定めています。

さらに、行政評価に信頼性と透明性、客観性を持たせるため、内部評価に加え、市民参加による外部評価を行い、その結果を分かりやすく市民に公表し、まちづくりに反映させる必要があります。

市がある仕事をしたとき、「できたモノ」や「やったコト」だけで満足することなく、「その仕事によって、市民はどのように満たされたのか」、「市民参加や情報公開が適切か」、「協働のまちづくりが行われているか」等をきちんと把握する必要があります。前例にとらわれず、常に時代やニーズに合わせて仕事を改善・発展させていくことが必要であり、それを実現するための手法として、行政評価は重要です。

【補足説明】

PDCA

マネジメントサイクルの1つで、計画（plan）、実行（do）、評価（check）、改善（action）のプロセスを順に実施し、改善を次の計画に結び付け、らせん状に継続的な業務改善活動などを推進する手法を表します。

第5節 住民投票

(住民投票)

第28条 市は、住民の暮らしにかかわる重要なことについて、直接住民の意思を確認するため、住民投票の制度を設けることができます。

2 住民投票について必要な事項は、別に条例で定める。

【考え方】

第5節では、住民が参加する機会を確保する意味から、市の役割として住民投票制度を設けることができることを定めています。

住民生活に多大な影響を及ぼす事項については、住民投票に至るまでにあらゆる手段によって、解決するよう最大限努力することが大切であり、あくまでも住民投票は、慎重な取扱いが必要です。

地方自治は、市長と議会からなる二元代表制による間接民主主義制であり、住民投票はあくまでそれを補完し、自治を充実させる制度として位置付けられます。

一般的には、市長の発議、市議会の発議又は市民の請求により、住民投票に関する手続きを定めた条例を制定することで、実施することができます。

第9章 連携

(連携)

第29条 市議会及び市は、共通する課題を解決するため、他の自治体、国及びその他の機関とお互いに連携し協力するよう、努めなくてはなりません。

2 市民は、さまざまな人々の知恵や意見をまちづくりに活用するよう、努めなくてはなりません。

【考え方】

第9章では、他の自治体やさまざまな人々との連携について定めています。

一自治体で対応できない課題や他の自治体、国及びその他の機関と共通する課題を解決するため、連携し、協力するよう努めることを定めています。

第2項では、各分野での取り組みを通じ、市の内外を問わず、国際的視野でさまざまな人々との連携や交流を行い、その知恵や意見をまちづくりに活かすように努めることを定めています。

三次市出身者や三次市をふるさとと思う人、市の政策に共感し、まちづくりの理念を共有できる人々は、三次のまちづくりを側面から支える応援団です。このような人々との連携も重要です。

第 10 章 検討及び見直し

(検討及び見直し)

第 30 条 市は、このきまりができた後、4 年を超えない期間ごとに、このきまりがまちづくりにふさわしいものであるか、市民の参加を得て検討し、必要に応じて見直しを行わなければなりません。

【考え方】

第 10 章では、この条例の検討及び見直しについて定めています。

時代の変化に対応するため、見直しを検討する期間を 4 年以内に定めています。

この条例を形骸化させないためには、この条例の趣旨を理解し、守り育てていく必要があります。お互いが常に見守り、適切な運用が図られるように、それぞれの主体が積極的に推進、啓発していくことが大切です。

また、検討及び見直しにあたっては、市民の参加を得て、行うことを明記しています。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年条例第 28 号)

この条例は、公布の日から施行する。

三次市まち・ゆめ基本条例の構成

